

通所型予防給付相当サービス 利用契約書

メイプルケア株式会社
メイプルケア大宮デイサービスセンター

通所型予防給付相当サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）とメイプルケア有限会社（以下「事業者という。」）は、利用者がメイプルケア大宮デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供されるサービス利用等について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所型予防給付相当サービスを提供します。
2. 事業者が利用者に対して実施する介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、介護予防通所介護計画に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

第3条（介護予防通所介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画書に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。
2. 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定し、利用者に交付します。
3. 事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画書が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者及びその家族に対して書面を交付し、同意を得たうえで決定するものとします。

第4条（提供するサービスの内容）

1. 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書のとおりとします。
2. 事業者は、提供するサービスのうち、前号のサービスの対象とならないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を利用者及びその家族等に具体的に説明し、同意を得るものとする。

第5条（サービス利用料金の支払い）

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書に定める

所定の料金に基づいた利用料等を事業者に支払うものとします。

2. 前項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月20日に口座振替にて支払うものとします。

第6条 (利用日の中止・変更)

1. 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申しでた場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業者が満員で利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者に提示し、協議するものとします。

第7条 (利用料金の変更)

1. 前条第1項に定める利用料金について、費用の額の改正等により、利用料等に変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の協力医又は看護職員もしくは利用者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
4. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条 (守秘義務等)

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず、利用者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる物の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものと

します。

第 10 条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

1. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 11 条 (損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ①利用者が死亡した場合
 - ②要介護認定により、利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤事業所が福井市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2. 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条（利用者からの中途解約）

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第6条第2項により本契約を解約する場合
 - ② 利用者が入所した場合
 - ③ 利用者に係る介護予防サービス・支援計画が変更された場合

第15条（利用者からの契約解除）

利用者は事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 利用者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第18条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

1. 事業者は、サービスの提供等に関する利用者の記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2. 利用者及びその家族等は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができる。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者及び利用者が記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 福井県福井市大宮3丁目31番13号

事業者名 メイプルケア株式会社

代表者名 代表取締役 伊藤 正二 印

利用者 住所

電話

氏名 印

署名代行者 私は、利用者本人の意思を確認のうえ、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所

電話

氏名 印

(利用者との続柄)

通所型予防給付相当サービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(県指定 第1870101126号)

当事業所は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（予防給付相当）の提供の開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと等を次のとおり説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | メイプルケア有限会社 |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市大宮3丁目31番13号 |
| (3) 電話番号 | 0776-25-0041 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 伊藤 正二 |
| (5) 設立年月日 | 平成15年4月11日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所型予防給付相当サービス |
| (2) 事業所の名称 | メイプルケア大宮デイサービスセンター |
| (3) 事業所の所在地 | 福井県福井市大宮4丁目13番1号 |
| (4) 電話番号 | 0776-25-0041 |
| (5) 管理者氏名 | センター長 室田 美穂 |
| (6) 事業の目的 | 要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の回復維持を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。 |
| (7) 運営の方針 | 利用者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立ったサービス提供に努めます。
また、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する機関、事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
通所型予防給付相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。 |
| (8) 開設年月日 | 平成18年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 35人（指定通所介護含む） |

(10) 指 定 年 月 日 平成29年4月1日指定

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市内一円

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜 (但し、年末年始を除く)
受付時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時30分 (7時間以上)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所型予防給付相当サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。(常勤換算)

職種	指定基準	
1. 管理者	1名	常勤兼務1名：介護職員兼務
2. 生活相談員	3名	常勤兼務3名：介護職員兼務
3. 介護職員	6名以上	常勤専従5名、非常勤専従1名以上、他種兼務5名
4. 看護職員・機能訓練指導員	2名以上	常勤専従1名、非常勤専従1名以上
5. 調理員		非常勤専従4名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<提供するサービスの内容>

- ① 食事の提供 (ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。)
 - ・食事の準備・介助を行います。 食事時間 12:00～13:00
(利用者の身体、栄養状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。)
- ② 健康チェック
 - ・看護師がサービス提供前に必ず健康状態をチェック行い、安全で安心できるサービスを提供します。
- ③ 入浴
 - ・スタッフが見守りしながらゆったりとくつろいでいただけます。
- ④ 介護予防
 - ・体操などを取入れた楽しいゲームで身体機能の維持を図ります。
- ⑤ 機能訓練
 - ・利用者一人ひとりの身体の状態に合わせて参加していただきます。身体の状態や嗜好は個々によって異なるので自主性を尊重しながら行います。
- ⑥ 送迎
 - ・自宅と事業所との間の送迎サービスを安全運行で行います。

<通所型予防給付相当サービスの利用料>

サービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください。

【基本部門】

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当（注1）	1回当たり 4,421円	442円	884円	1,326円
	上限利用の場合 18,232円	1,823円	3,646円	5,470円
要支援2相当（注2）	1回当たり 4,533円	453円	907円	1,360円
	上限利用の場合 36,717円	3,672円	7,343円	11,015円

（注1） 月5回を上限とします。

（注2） 月9回を上限とします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部門に以下の料金が加算されます

加算の種類	要支援度	加算額（利用者負担）		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）（注1）	要支援1相当	24円	49円	73円
	要支援2相当	49円	97円	146円

加算の要件

（注1） ※以下のいずれかに適合すること

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上
- ・職員総数のうち、勤続7年以上の職員の割合が30%以上

○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

- ・基本サービス費に各種加算及び減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に通所介護の加算率9.0%を乗じた単位数で算定します。

【減額】

- ① 月平均の利用者数が事業所の定員を上回った場合又は従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち、基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は70/100となります。
- ② 利用者に対して送迎を行わない場合は、片道につき47単位（47円）を減額します。

【介護保険の給付対象とならないサービス】

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供にかかる費用（おやつ代も含む）

・利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1食あたり850円

② オムツの提供

・利用者に提供するオムツにかかる費用です。

料金：紙パット（1枚） 20円

紙リハビリパンツM（1枚） 85円

紙リハビリパンツL（1枚） 100円

紙オムツM（1枚） 80円

紙オムツL（1枚） 88円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

【利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）】

前記のサービス利用料金は、1ヵ月毎に計算し、翌月10日以降に請求書を送付します。サービス利用料金は利用者の金融機関口座から口座振替にてお支払いいただきます。口座振替については毎月20日に前月分のサービス利用料金を引き落としさせていただきますので、予めご了承ください。お支払いを受けたときに領収証を発行します。

【利用の中止、変更（契約書第6条参照）】

*利用予定日の前に、利用者の都合により、通所型（予防給付相当）サービス利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

*利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の8:00までに申し出があった場合	無料
利用予定日の8:00以降に申し出があった場合	食材費等850円を負担

*サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時について

事業所においてサービス提供をしている際に、利用者の心身に異変・その他急変事態が生じた場合、速やかに協力医の多賀内科、若しくは利用者の主治医に連絡し、適切な措置を講ずることと共に、管理者に報告します。

事故発生時については福井市、当該利用者の家族、当該利用者に関わる地域包括支援センター等に速やかに連絡を行うと共に必要な措置をとります。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口 生活相談員 古賀 良衣

○苦情解決責任者 管理者 室田 美穂

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:00～17:00
TEL 0776-25-0041 FAX 0776-25-0124

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

- ①苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録、確認し解決案の調整、助言を行います。
②苦情申出人、苦情解決責任者の話し合いの結果や改善事項等書面での記録と確認を行います。

③苦情処理第三者委員への報告

○氏名： 島川 由美子（しまかわ ゆみこ）＜民生委員＞

電話： 090-7588-4388

○氏名： 嶋田 伸行（しまだ のぶゆき）＜春山公民館長＞

電話： 0776-22-0057

○氏名： 三輪 加奈枝（みわ かなえ）＜家族会代表＞

電話： 090-4325-6174

- ④苦情が解決した場合、解決結果を苦情申出人に報告します。解決しない場合は、福井県社会福祉協議会に設置の運営適正化委員会へ申し立てます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

《どこにお住まいの方も》

国民健康保険団体連合会 事業課介護保険係	所在地 福井市西開発4丁目202-1 電話番号 0776-57-1614 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話番号 0776-24-2347 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

《地域包括支援センター》

	住所	電話番号
ほやねっと明倫	福井市木田1丁目3308	33-5777
ほやねっとあたご	福井市明里町9-20	33-6800
ほやねっと中央北	福井市文京2丁目12-23	28-7271
ほやねっと不死鳥	福井市日之出4-3-12	20-5683
ほやねっとあずま	福井市和田中町舟橋7-1	28-8511
ほやねっと大東	福井市丸山町40-7	53-4092
ほやねっと九頭竜	福井市高木中央3丁目1701	57-0040
ほやねっと北	福井市新田塚1丁目42-1	25-2510
ほやねっとみなみ	福井市下荒井町20-6	43-1316
ほやねっと社	福井市福1丁目1710	36-1246
ほやねっと光	福井市大瀬町23字101	35-0313
こしの相談所	福井市蒲生町1-90-1	65-0699
ほやねっと川西	福井市南檜原町20字大畑2	59-1551
あゆかわ相談所	福井市鮎川町-107-2-2	88-2011
ほやねっと東足羽	福井市下六条町201	41-4135
すいだに相談所	福井市梶谷町12-9-2	90-3858

8.第三者評価について

現在第三者評価は実施しておりません。

第三者評価を実施した場合、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等を明確にし、ホームページや事業所内で確認、もしくは閲覧できるようにします。

9.防犯カメラ設置について

防犯カメラは、外部からの不審者の侵入・犯罪抑止のために防犯目的や利用者様が安心してご利用していただけるように安全を提供すると共に、もし転倒等が発生してしまった場合など記録しておくことで検証・再発防止として、また利用者様の対応方法を職員で共有することでサービス向上や事故の事前防止・職員の意識向上を図ることが可能となるためを目的として、施設内において設置するものとします。

(1) 設置台数 メイプルケア大宮デイサービスセンター 2台

(2) 設置及び利用の制限

防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとします。

防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しません。防犯カメラの画像を設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとします。防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこととします。

